

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	12
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	12
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	12
○道路の供用の開始……………	(道路課)	13
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課)	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………	(砂防災害課)	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	16
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課)	19

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………		19
----------------------	--	----

道警察本部告示

○初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程……………		20
-----------------------------	--	----

告示

北海道告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年5月30日、狩場利別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（苫前地区中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、平成24年6月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第393号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 旭川圏都市計画道路に係る事項
 - 都市計画の種類 道路
 - 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・62号	東旭川東神楽通	旭川市東旭川町上兵村	東神楽町字東神楽		旭川市東旭川町旭正

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

- 虻田都市計画道路に係る事項
 - 都市計画の種類 道路
 - 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・4・3号	眺湖通	洞爺湖町洞爺湖温泉	洞爺湖町洞爺湖温泉		洞爺湖町洞爺湖温泉

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

北海道告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 釧路鶴居弟子屈線 北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北20線西2番1地先から 同郡鶴居村字雪裡499番1地先まで	平成24. 6. 8
道道 増毛稲田線 北海道留萌振興局 留萌建設管理部	増毛郡増毛町御料1424番1地先から 同郡増毛町御料1692番1地先まで	平成24. 6. 25 午前10時

北海道告示第396号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 小樽市奥沢1丁目（その3）地区急傾斜地崩壊危険区域
昭和48年北海道告示第480号で指定した小樽市奥沢1丁目急傾斜崩壊危険区域内に存する標柱第2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱5号とを結んだ線、標柱5号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱2号と標柱7号とを結んだ線によって囲まれた区域（昭和48年北海道告示第480号で指定した同告示1に掲げる土地の区域を除く。）

市	字	地番	標柱番号
小樽市	奥沢1丁目	54番19	5
同	同	52番2	6
同	同	53番3	7
- 室蘭中島本町3丁目2（その2）地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
---	---	----	------

室蘭市	中島本町3丁目	78番1地先河川敷地	1
同	同	78番1	2
同	同	同	3
同	同	同	4
同	同	79番6	5
同	同	81番	6
同	同	80番	7
同	同	同	8
同	同	同	9
同	同	同	10
同	同	79番104	11
同	同	62番59	12
同	同	62番8	13

北海道告示第397号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第6項及び第8条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽手宮3丁目1（I-1-84-621）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市手宮3丁目（次の図のとおり）
- 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目5（I-1-253-790）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目（次の図のとおり）
- 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目6 (I-1-254-791)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目7 (II-1-80-633)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函2丁目1 (I-1-256-793)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函2丁目2 (I-1-257-794)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽新光1丁目1 (I-1-224-761)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市新光1丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽富岡1丁目3 (I-1-114-651)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市富岡1丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽緑3丁目6 (II-1-28-581)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市緑3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神2丁目1 (I-1-181-718)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神2丁目2 (I-1-182-719)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神2丁目6 (Ⅱ-1-42-595)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神2丁目8 (Ⅱ-1-45-598)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神3丁目2 (Ⅰ-1-178-715)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋5丁目1 (Ⅰ-1-29-566)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽赤岩2丁目3 (Ⅱ-1-15-568)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市赤岩2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台3-(2) (Ⅰ-1-195-732)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台1丁目2 (Ⅰ-1-197-734)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台1丁目3 (Ⅰ-1-198-735)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台2 (Ⅰ-1-199-736)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	--

小樽市潮見台1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽松ヶ枝2丁目3（I-1-173-710）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市松ヶ枝2丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目3（I-1-251-788）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽桂岡3（I-1-260-797）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市桂岡町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽手宮3丁目1（I-1-84-621）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市手宮3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目5（I-1-253-790）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目6（I-1-254-791）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函1丁目7（II-1-80-633）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函2丁目1 (I-1-256-793)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽銭函2丁目2 (I-1-257-794)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市銭函2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽新光1丁目1 (I-1-224-761)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市新光1丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽富岡1丁目3 (I-1-114-651)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市富岡1丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽緑3丁目6 (II-1-28-581)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 小樽市緑3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神2丁目1 (I-1-181-718)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神2丁目2 (I-1-182-719)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神2丁目6 (II-1-42-595)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽天神2丁目8 (II-1-45-598)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市天神2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽天神3丁目2 (I-1-178-715)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市天神3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋5丁目1 (I-1-29-566)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽赤岩2丁目3 (II-1-15-568)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市赤岩2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台3-(2) (I-1-195-732)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>小樽潮見台1丁目2 (I-1-197-734)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台1丁目3 (I-1-198-735)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽潮見台2 (I-1-199-736)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市潮見台1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽松ヶ枝2丁目3 (I-1-173-710)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市松ヶ枝2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽銭函1丁目3 (I-1-251-788)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市銭函1丁目 (次の図のとおり)</p>
---	--

- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽桂岡3 (I-1-260-797)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市桂岡町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第399号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項伊勢龍一の事項を次のように改める。

有限会社伊勢商事 平成24. 4. 1 檜山振興局売店

2 売りさばき人の項石川純の事項中「宗谷支庁売店」を「宗谷総合振興局売店」に改め、同項町屋芳則の事項中「網走支庁売店」を「オホーツク総合振興局売店」に改め、同項大津雅雄の事項中「日高支庁売店」を「日高振興局売店」に改め、同項株式会社百萬石の事項中「JR帯広駅十勝支庁パスポート窓口店」を「JR帯広駅十勝総合振興局パスポート窓口店」に改め、同項有限会社前田商事の事項中「釧路支庁売店」を「釧路総合振興局売店」に改め、同項熊谷貴代子の事項中「根室支庁売店」を「根室振興局売店」に改め、同項株式会社エコーブ道東の事項を削り、同項株式会社セイコーマートの事項中「セイコーマート十勝支庁店」を「同 十勝総合振興局店」に改め、同項社団法人稚内市母子福祉会の事項を次のように改める。

一般社団法人 平成24. 4. 1 稚内市役所売店
稚内市母子福祉会

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第66号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月8日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

自走式リール巻取散水機 8台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 限 平成25年3月22日

(4) 納 入 場 所 北海道オホーツク総合振興局長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、アフターサービス、メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成24年6月8日から同年7月9日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

5 入札書の提出等

- (1) 入札書提出場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課）
- (2) 入札受付期間 平成24年7月17日から同月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし7月19日は午前9時から午前9時30分まで（送付による場合は当該入札受付期間の最終日時までには必着）
- (3) 開札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室
- (4) 開札日時 平成24年7月19日 午前11時
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書
- (1) 交付場所 4に同じ
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課の入札のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書の要否
平成16年北海道告示448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- イ 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Self-propelled Real Irrigator 8 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 19, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than 9 : 30 A.M., July 19)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585, Japan.
Phone : 0152-41-0608

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第245号

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月8日

北海道警察本部長 園田 一 裕

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程

初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3点以上」の次に「（1回の法令違反で3点となる場合を除く。）」を加える。

第4条第1項第1号中「とする」を「とし、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を車室内において使用する」に改め、同項第2号中「原則として」、「0.750リットル以下」及び「0.400リットル以下」を削り、「0.100リットル」を「0.090リットル」に改め、同項第3号中「原則として」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、必要に応じて可変ギア付原動機付自転車を使用することができる。

第5条第1項中「所内」を「場内」に改める。

第8条第3号を次のように改める。

(3) 使用する教材は、次に掲げる内容について図やイラストを多く用いるなど分かりやすくまとめたもの、道内における初心運転者の事故実態等の資料及び視聴覚教材を使用するものとする。

ア 初心運転者の運転の特性

イ 場所（交差点、カーブ等）及び場面（追越し、側方通過等）に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識

ウ 危険予測、回避方法等、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識

第8条に次の1号を加える。

